

## 目 次

議会日誌	1
行政視察報告	5
環境建設委員会	
福祉文教委員会	
議長会の動き	20
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	25
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
東京河川改修促進連盟	
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	
青梅市議会新着図書目録	36
要綱・要領等の制定、改廃の状況	38
制定された要綱・要領	40
青梅市結婚支援事業補助金交付要綱	以下2件

## 議 会 日 誌

< 5月 >

- 2日(水) 午後 3:15 西多摩地区議長会会計監査・事務局長連絡会議・定例会議  
[議会棟第3委員会室・第2委員会室—小山議長(会長)、  
局長、次長、庶務係長]
- 8日(火)～9日(水) 全国競艇主催地議会協議会事務局長会議、視察 [ホテル・ア  
ゴーラリージェンシー堺、ボートレース住之江—局長]
- 9日(水) 午後 2:00 全国自治体病院経営都市議会協議会定期総会 [都市センター  
ホテル—小山議長、次長]
- 10日(木) 午後 1:30 西多摩地区議長会事務引継 [福生市役所—次長、庶務係長]
- 11日(金) 午前 9:15 議会運営委員会  
午前10:00 平成30年市議会定例会5月招集議会 本会議 [会期の決定、  
議案審議]  
午前10:07 環境建設委員会
- 14日(月) 午後 2:00 東京都市議会事務局長連絡会議 [清瀬市役所—局長]
- 15日(火) 午後 1:00 高知県高知市議会議員視察 [青梅駅周辺—官民連携による中  
心市街地活性化について]
- 18日(金) 午後 3:00 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 [京王閣競輪場—  
結城・野島議員]
- 21日(月)～22日(火) 環境建設委員会行政視察 [南三陸町]
- 23日(水) 午前11:00 関東都市監査委員会役員会・定期総会 [ホテルレイクビュー  
水戸—久保監査委員]  
午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会 [東京自治会館—  
小山議長、局長]  
午後 3:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会 [東京自治会館—  
小山議長、阿部・迫田・山田議員、局長]
- 24日(木) 午後 1:00 東京河川改修促進連盟総会および促進大会 [調布市グリーン  
ホール—小山議長、野島副議長、阿部・迫田・山田・片谷・  
大勢待・工藤・榎澤・湖城・島崎・天沼・鴨居・山崎・  
久保・山本・山内・鴻井・結城議員、局長、庶務係長]
- 25日(金) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会定期総会 [府中市役所—小山  
議長(会長に就任)、野島副議長、鴨居総務企画委員長、  
局長]

27日（日）	午後 1:00	青梅市環境美化大会
28日（月）	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
	午後 3:00	東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—小山議長、局長]
29日（火）	午後 3:00	議会運営委員会
30日（水）	午後 1:00	全国市議会議長会定期総会 [東京国際フォーラムホールA—小山議長、局長]
31日（木）	午後 2:00	東京都三多摩地区消防運営協議会役員会・通常総会 [東京自治会館—小山議長、局長]

< 6月 >

3日（日）	午前 8:00	青梅市消防団ポンプ操法訓練審査会
4日（月）	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室—小山議長、野島副議長、局長]
8日（金）	午前 9:30	青梅議場ミニコンサート
	午前10:00	平成30年市議会定例会 6月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]
11日（月）	午前10:00	本会議 [一般質問]
12日（火）	午前10:00	本会議 [一般質問]
13日（水）	午前 9:30	福祉文教委員会
	午前10:00	環境建設委員会
	午後 1:00	総務企画委員会
	午後 2:30	福祉文教委員会現地視察 [河辺小学校、霞台中学校—ステップアップクラス（学力向上対策事業）]
15日（金）	午前10:00	予算決算委員会
	午前10:45	全員協議会 [＜市長提出事項＞… 1. 第17回姉妹都市ボツパルト市への青少年友好親善使節団派遣事業について、 2. 「いじめゼロ宣言・子ども議会」の開催について、 3. 青梅市公共施設等総合管理計画について、 4. 青梅市情報公開条例および青梅市個人情報保護条例の改正について、 5. 青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について、 6. 青梅市生物多様性地域戦略の策定について、 7. 「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」の一部改正について、 8. 平成30年度における東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成の取組について、 9.

青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況について]

- 午後 4:00 東青梅 1 丁目地内諸事業用地等特別委員会
- 19日 (火) 午前10:00 総合病院建替特別委員会
- 20日 (水) 午前10:00 青梅市議会災害対応訓練
- 23日 (土) 午前10:15 福祉文教委員会現地視察 [新町市民センター、大門市民センター—サタデークラス (学力向上対策事業) ]
- 25日 (月) 午前 9:15 議会運営委員会  
午前10:00 本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]  
午前11:35 福祉文教委員会
- 26日 (火) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
- 26日 (火) ~27日 (水) 全国競艇主催地議会協議会役員会・定期総会、視察 [ホテル & リゾート佐賀唐津、ボートレースからつ—小山議長、野島副議長、鴨居総務企画委員長、局長]

< 7 月 >

- 3日 (火) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会新旧会長引継式 [議長応接室—小山議長 (会長)、局長、次長、庶務係長]
- 10日 (火) 午前 9:30 病院事業会計決算審査、経営健全化審査 [総合病院会議室—久保監査委員]
- 11日 (水) 午後 2:00 東京都市議会事務局中堅幹部職員研修会 [東京自治会館—次長]  
午後 2:00 熊本県天草市議会議員視察 [市役所—総合長期計画「施策連動型のしくみ」の取り組み等について、公共施設マネジメントの取り組みについて、議場・委員会室等について]
- 12日 (木) 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会臨時会 [羽村市水道事務所—田中・榎澤・鴨居議員]
- 12日 (木) ~13日 (金) 全国都市監査委員会定期総会 [福井市フェニックス・プラザ—久保監査委員]
- 17日 (火) 午前 9:30 青梅市都市計画審議会 [市役所災害対策本部室—みねざき・藤野・ひだ・片谷・湖城・島崎・天沼議員]
- 18日 (水) 午後 2:00 長崎県島原市議会議員視察 [市役所—新庁舎建設に伴う議会運営 (表決システム等) について]
- 18日 (水) ~19日 (木) 福祉文教委員会行政視察 [福井県、福井市]

- 19日（木） 午後 3:00 全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会 [ナチュラルファームシティ農園ホテル—小山議長、局長]
- 20日（金） 午前10:00 東京都市議会議会運営研究会 [議会棟大会議室—議事係長、梶主任]
- 午後 1:30 西多摩衛生組合議会臨時会 [西多摩衛生組合—工藤・山崎・山内議員]
- 午後 2:00 東京都市議会事務局長研修会・事務局長連絡会議 [東京自治会館—局長、庶務係長]
- 23日（月） 午前 9:00 福祉文教委員会
- 午前10:00 全員協議会 [〈市長提出事項〉… 1. 青梅市公共施設等総合管理計画について、2. 青梅市を当事者とした訴訟事件の概況について]
- 午後 0:05 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
- 午後 2:00 西多摩地域広域行政圏協議会審議会代表者会議 [市役所会議室—小山議長]
- 24日（火） 午後 1:30 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会、多摩地域都市モノレール等建設促進協議会合同総会 [パレスホテル立川—小山議長、榎澤環境建設委員長、局長]
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会 [東京自治会館—山田議員、青柳主任]
- 26日（木） 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
- 27日（金） 午後 1:30 いじめゼロ宣言・子ども議会
- 31日（火） 午前10:00 一般・特別会計、モーターボート競走事業会計決算および基金運用状況等審査 [議会棟第3委員会室—久保監査委員]
- 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会 [東京自治会館—迫田議員、輪千主任]

# 行政視察報告

## 環境建設委員会

環境建設委員会では、大規模災害発生時における行政の役割を調査し、議会との連携の在り方を研究するとともに、自治体間の災害援助協定や風評被害の実態と対応について研究するため「大規模災害発生時における行政の役割について」を所管事務調査事項として調査を進めてきたが、具体的な取り組み等を調査する必要があると判断し、東日本大震災で被災した宮城県本吉郡南三陸町を視察することとした。

視察地 宮城県本吉郡南三陸町

視察期日 平成30年5月21日（月）～22日（火）

視察事項 大規模災害発生時における行政の役割について

参加者 （委員長）榎澤 誠 （副委員長）迫田 晃樹  
（委員）田中 瑞穂、ひだ 紀子、大勢待利明、  
天沼 明、久保 富弘、鴻井 伸二  
（随 行…増田次長）

### 1 戸倉公民館（旧戸倉中学校）について

戸倉公民館は、東日本大震災により被災した旧戸倉中学校の校舎を改修し、地域コミュニティ再生の場として、新たに戸倉公民館として完成したものである。

戸倉公民館の敷地内には現在も応急仮設住宅が現存しており、館長の説明では60世帯が入居していたが、現在は自宅の完成を待っている1世帯のみが居住しているとのことであった。

多くの方が応急仮設住宅から転居される中、諸事情で現在も応急仮設住宅で生活せざるを得ない方がおられるが、本年7月を目途に応急仮設住宅を統廃合する予定であるとのことであった。

戸倉公民館の正面玄関には、震災当時に旧戸倉中学校（現戸倉公民館）を襲った津波の高さが刻まれており、その高さは約22.6mであった。

戸倉公民館の2階には、東日本大震災の記憶を刻む施設として震災記録室と再現室がある。震災記録室は震災を記録した写真のパネルや被害の状況、被災したドアや時計等が展示されるとともに、黒板には震災翌日の卒業式の予定が記入されたままになっていた。再現室は当時の教室の状態をそのまま復元しており、震災記録室と対比することで普通の生活から突如被災にあった現状をまざまざと感

じさせられた。

また、館長からは震災当時のお話を伺うことができた。津波は当初6mの予想であったが、戸倉地区の地形により波がまとまって押し寄せ、結果として約22.6mの津波が押し寄せ大きな被害を受けることになった。生徒たちは翌日の卒業式の準備で高台の校舎におり被害を逃れたが、避難誘導した教師が1人亡くなったとのこと。また、災害救助に従事していた消防団員が被災して亡くなったことや避難所に子どもたちを迎えに行った帰りに被災して亡くなった方のこと、震災後の厳しい寒さの中で暖をとるために苦勞された経験などをお聞きすることができた。館長御自身も被災者であり、かつ御家族も九死に一生を得た経験から説明の途中で当時を思い出し涙ぐまれるなど、いかに震災が被災者に精神的な大きな傷跡を残したか感じさせる視察となった。



震災記録室を視察する環境建設委員会委員



公民館正面玄関の津波の高さを示す表示

## 2 佐藤仁南三陸町長からの説明

### ○南三陸町の人的被害（平成30年2月28日現在）

死者 620人（直接死600人、間接死20人）

※直接死のうち町民551人、町外の方48人、不明1人  
行方不明者 211人（うち町民210人）

参考：震災直前の平成23年2月の人口17,666人

### ○南三陸町の建物（住家）被害（平成30年2月28日現在）

全壊 3,143戸（58.62%）

半壊、大規模半壊 178戸（3.32%）

半壊以上の計 3,321戸（61.94%）

まず、震災の時のことを思い浮かべると、正直よくここまで復興することができたなと思っている。南三陸町は明治29年の明治三陸津波、昭和8年の三陸津波、昭和35年のチリ地震津波、そして東日本大震災と120年で4回大きな津波の被害を

受けているが、東日本大震災が最も被害が大きく、海拔20m以下の地区は全て壊滅し、人的被害も大きかった。このように南三陸町はたびたび津波の被害を受けているため、チリ地震津波以来、毎年防災訓練を実施しており、町民の津波に対する意識は高かったが想定を遥かに超える津波に襲われ、結果的に830人を超える方が被災した。

当初、津波の高さは6mの発表であったが、30分後に10mに変更された。すでに私も含めて職員は庁舎の屋上に避難していたため津波の高さが変更したことを知らなかった。庁舎の高さは12mであり、まさかここまで津波が来ると思っていなかったが、結果として16mの津波に襲われた。屋上への階段が壊れなかったため、私を含めた11人が階段に流され助かったが、他の43人が亡くなった。

防災対策庁舎の県有化についてはさまざまな議論があった。残す、解体で遺族、家族内でも意見が分かれたため、パブリックコメントを実施した。町民に大きな関心があったため約650件の意見が寄せられ、約60%が県有化、35%が解体、残りの5%が町長の判断に任せるとの結果であったため、町民の6割が県有化の意思を示したことから20年間県有化して保存することになった。20年経過後は町として判断する必要があるが、大変つらい問題であった。

志津川小・中・高等学校は高台にあったため全部無事であり、各校のグラウンドに応急仮設住宅を建設した。低地部は70cm地盤沈下したため、上乗せして建築物を建設したが、最近30cm近く隆起し始め対応に苦慮している。

南三陸町の復興計画の柱は、再三津波の被害を受けたため二度と津波で命を失わない町を作ろうと高台移転を決めた。このため志津川地区を大きく3つに分け、災害公営住宅を約730戸建設、また約830棟の宅地造成を行った。

人口については震災前後で約5千人減となった。震災前の人口に戻すことは不可能だと考えており、いかに交流人口を増やすか苦心している。

南三陸町の復興状況については、元々の基幹産業は水産業と観光業であった。水産業は蠣やわかめ、ほや、ホタテなどの養殖業と鮭のふ化放流事業が主であり、高度衛生管理型市場が完成したこともあり、震災前を含めて昨年過去最高の水揚げ高を達成し、ふ化放流事業と共に大きな成果を上げている。また、観光業については震災前のピーク約108万人に対し、昨年140万人を超えることができた。これは三陸縦貫自動車道が南三陸インターチェンジに繋がったこと、南三陸さんさん商店街や南三陸ハマレ歌津が相次いでオープンしたことによるものと考えている。さんさん商店街は、新国立競技場の設計者である隈研吾氏にランドデザインをお願いした。全体を道の駅にとの計画で、今後、震災復興記念館や復興記念公園を建設して震災の記憶、そして交流の場としたい考えである。



また、エコタウンへの挑戦ということで、バイオマスの取り組みを始めており、この手法が南三陸モデルとして注目され、パラオからの視察を受け入れている。さらに森林に関してはF S C（森林管理協議会）、漁業に関してはA S C（水産養殖管理協議会）による国際認証を取得したが、両方取得しているのは世界でも南三陸町だけである。志津川湾は南限の昆布と北限のアラメが混在している珍しい藻場でもあり、その藻を食べに絶滅危惧種のコクガンが越冬するため、10月にドバイで開催されるラムサール条約第13回締結国会議に登録申請する予定である。ラムサール条約に登録されれば、藻場としての登録は日本初となる。

復興に向けて苦労したことは、国の制度により原型復旧が求められたことである。例えば、今後の災害に備えて避難場所となる公園を以前の場所から学校近くに再建しようと考えてもなかなか許可が下りない。また、仮設の診療所が何棟にも分かれて患者さんが苦労したのでひとつにまとめようとしても、過去の基準によりなかなか対応してもらえなかった。災害はそれぞれ別なものであり、「制度に復興を合わせるのではなく、復興に制度を合わせるべき」と強く感じた。

反省点としては主に3つあった。まず一つは、職員を中心に救援物資の搬出入を行ったが、円滑にできず途中から宅配業者をお願いしたところ円滑に実施できた。やはりプロにお願いすべきところはお願いすべきと思った。二点目は災害時における相互応援協定である。震災前、南三陸町は近隣自治体を中心に協定を締結していたことから同時に被災して機能しなかった。この反省を踏まえ、震災後は遠隔地の8自治体と協定を締結した。三点目は、災害対策本部に女性を入れなかったこと。震災後は電気もつかず、夜遅くまで会議をするため男性のみで災害対策本部を構成したが、やはり女性の視点は大変重要であり、災害対策本部には絶対に女性を入れるべきだと思っている。

次に、最も重要と思うのはやはり事前復興である。発災後、住民をどこに避難させるのか、またどこに仮設住宅を建設するのか、透析患者などの治療が必要な方々をどこに搬送するのか、事前に想定しておく事前復興は大変重要である。もちろん事前復興は非常にハードルが高いが、行政として避けて通れない課題だと思う。このため執行部と議会がよく検討すべきだと思う。

最後に、さまざまな復旧活動に御支援いただいた自衛隊の皆さん、日夜休まずに働いた職員、ボランティアの皆さん、町民の先頭に立っていただいた地域のリーダーの皆さんに大変感謝するとともに、人づくりの大事さを大変痛感した。

### 3 主な質疑

Q. 行政として、地域防災計画策定において留意すべき点は。

A. 仙台高裁の判決で、一審の判決を変更して石巻市立大川小の過失を認定する

厳しい判決が出た。判決の内容は学校に高い防災体制を求める内容であった。教育現場にそこまで求めるのは困難と県と市は上告したが、想定外の想定することを問われており、その点を考えて防災対策をしなければと痛感している。

Q. 議会との関係で苦慮された点は。

A. 震災後、議会が頻繁に開催され、その都度議会に報告する必要があり大変負担であった経験から、災害対策本部に正副議長も出席するように変更した。執行部と議会が共通認識を持って取り組むことが必要だと思っている。

Q. 自助、共助、公助についての考えは。

A. 災害時、残念ながら公助はしばらく対応できないため、まずどうやって自分の命を守るかというのが第一義的である。自分の命を守れないと人の命も守れない。それから御近所を含めた共助が大切だと考えている。発災時の助け合いや避難所で孤立しないためにも日頃からの御近所付き合いが大事だと思う。

Q. 災害により地域の絆はどうなったのか。

A. 南三陸町は応急仮設住宅の建設が遅れたため、二次避難をせざるを得なかった。災害が残酷だと思ったのは、災害により地域のコミュニティが壊れるが、二次避難所でしばらく生活するとそこで新たなコミュニティができることになる。そのコミュニティが応急仮設住宅に入ることでまた壊れてしまう。我々が復興住宅を作るときに町民に震災前の行政区か応急仮設住宅の単位にすべきかアンケートをしたところ、結果は震災前の行政区との回答が40%、まったく関係なくとの回答が40%、どちらともいえないとの回答が20%であった。

Q. 防潮堤建設についての考えは。

A. 防潮堤についての評価はさまざまだが、南三陸町では防潮堤建設に反対する意見はほとんどなかった。理由は1960年のチリ地震津波で被害を受け、翌年から海岸に高さ5.5mの防潮堤を建設したため、多くの町民が防潮堤のある風景を当然に感じていたためである。皆さんは御存知ないと思うが、震災の年に南三陸町は3回津波に襲われたが防潮堤で全て防いだ。防潮堤がなかったら3回津波の被害を受けたことになる。震災の2日前にもチリで地震があり50cmの津波が押し寄せた。50cm程度と思われるかもしれないが、チリから南三陸町まで1万7千kmあり、24時間で到達したので津波の速さは時速約750kmになる。このため50cmの津波でも確実に人は流されてしまう。津波の怖さを知らない人は防潮堤を建設すると津波が来ているのが分からないと主張するが、津波を見て逃げたら間に合わない。警報が出たらすぐに逃げるべきである。私はチリ地震と東日本大震災の津波で2回自宅を失っている。町民の中には昭和8年の津波と合わせて3回被災しておられる方もいる。そういった意味からも防潮堤は必要だ

と思っている。

Q. 震災後の町内の雇用状況は。

A. 国の補助制度を活用して水産加工場を建設したが、人手不足でフル稼働できない状況である。地元の事業者からの要望もあり、以前は地元勤める場所がなく、高校卒業後に町外に出ていかざるを得なかった若者を雇ってもらおうよう企業に補助金を出していたが、今後は地元の企業に就職していただいた方に補助金を出すことを検討している。

Q. 移住者を増やす対策は。

A. 南三陸の自然を求めて移住される方が結構いる。例えば観光協会の職員の大半が移住された方々である。また、地域おこし協力隊も7、8人いるが、今年度さらに8人増員したいと考えている。南三陸町は若年層が少ないため、20代後半から30代の若い世代に地域のさまざまな分野で力を発揮していただきたいと思っている。

Q. 災害を経験して世界中から支援を受け、職員の視野も広がったとのことだが職員の育成についての考え方は。

A. 職員には震災からずっと使命感で働いていただいている。このためメンタルケアなど機会を設けて配慮している。また、今年から県の職員との人事交流を復活させることができたので、人事交流や派遣を行って職員のスキルアップを図っていききたい。さらには民間企業への職員派遣の職員提案があったため、民間のノウハウを取得することを目的に実施することで具体化に向け進めている。

Q. 町全体のランドデザインはどのように作り上げたのか。

A. 専門家の意見を聴きながらさまざまな経緯を経て完成した。基本的には隈研吾氏による設計である。

Q. 南三陸町の復興に隈研吾氏に関わるようになった経緯は。

A. かさ上げした土地に商店街を作る計画をしていたが、協力いただける事業者がいるか危機感を抱いていた。たまたま南三陸町にモアイ像を設置するに当たり協力いただいた三菱商事株式会社の方に相談したところ、隈研吾氏を紹介してもらったのがきっかけである。

(南三陸町議会への文書質問・回答)

Q. 大規模災害発生時、議会（議員）はどのような役割でどう行動すべきと考えるか。議会（議員）の行動基準はあるか。また、議会と行政の関係で考慮すべきことはあるか。

A. 東日本大震災発災時は、3月定例会の最終日であり、全議員が役場庁舎にいた。揺れが収まってからそれぞれの地区へ避難し、個々の議員活動を行っていた。

た状況である。

道路という道路が寸断され、沿岸部の半島地域では孤立化するとともに、携帯電話等の通信機器も使える状況ではなかったため、結果として個々の地域における活動しかできなかった。

震災発災からある程度経過したとき、議会の動きが見えないといった町民からのお叱りの声があった。

そうしたことから、大規模災害発生時の初動における有効な議会活動を担えなかった反省点を踏まえ、平成29年4月1日施行の災害対応方針を策定しており、当該方針を基本として「議会災害対策会議設置要綱」および「災害対策行動マニュアル」も併せて策定した。

そのため、現時点において議会としてのBCP（業務継続計画）は策定していない。

議会としては、大規模災害発災時に発生する膨大な経験したことのない事務処理等を行う行政の妨げにならないよう配慮すべきものだと考えており、その一つとして議員がそれぞれの地区において意見や要望をとりまとめ、地区の現状等を整理し、行政の窓口負担軽減を図ることが重要ではないかと考え、その内容を災害対応指針等にも反映している。

今後は、当該指針等が実効性のあるものにするため、防災訓練等において検証を重ね、見直しを図りながら良いものとしていく予定である。



佐藤町長の説明を受ける環境建設委員会委員



手前が献花台、奥が防災対策庁舎

#### 4 震災遺構と南三陸さんさん商店街等について

町長からの説明を受けた後、南三陸町内の震災遺構等を視察した。

##### (1) 南三陸さんさん商店街

かさ上げした土地に建設され、現在、飲食店を中心に28店舗が出店している。視察したのは平日であるが賑わっていた。今後、道の駅や震災復興記念公園等が

整備されることにより、さらなる賑わいが期待される。

(2) 防災対策庁舎と献花台

防災対策庁舎周辺は現在かさ上げ工事中であり、献花台から視察することとなった。なお、我々も自費で献花台に献花させていただいた。

(3) 南三陸ポータルセンター

新しい交流拠点として南三陸観光協会が管理運営している。施設には震災の写真が展示されるとともに、各種イベントやワークショップなどに利用されている。

(4) 南三陸町立志津川中学校

高台に位置しており、ここから志津川地区の全景を見渡せる。志津川地区の震災前と震災直後の写真が展示されており、対比することで震災の被害の大きさを理解することができた。なお、こちらの校庭にも応急仮設住宅が現存しており、高齢者の1世帯が現在も生活されているとのことであった。

**【視察を終えて】**

初めに、東日本大震災に見舞われ尊い命を亡くされた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。

また、今なお行方が分からない方におかれましては、一刻も早く発見されることをお祈り申し上げます。

今回の視察で、南三陸町は復興が進み震災遺構も失われつつあるが、震災の傷跡は南三陸町の皆さんに決して失せない記憶として刻まれていると感じた。

佐藤町長からは御自身が震災時に被災され、また復興に尽力されてきた御経験に基づく的確な御説明をいただいた。

特に、制度に復興を合わせるのではなく、復興に制度を合わせるべきとの考えや事前復興の重要性、災害対策本部に女性を入れるべきとの御意見は大変参考になった。

青梅市は地域防災計画、BCPを策定しており、また青梅市議会は青梅市議会災害対応方針を策定して災害対応訓練を実施しているところではあるが、今回の視察により防災にあれほど取り組んでいた南三陸町の被害状況の説明を受け、青梅市の防災対策はまだ改善の余地があると感じたところである。このため議会としてはさらに行政と連携して災害時における対策を十分に検証し、安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。そのためにも当委員会は今回の視察した経験を心に刻み、さらに大規模災害発生時における行政の役割について調査を進めていきたい。

最後に貴重なお時間をいただいた佐藤町長、そして町長の指揮の下、確実に職務を遂行されている職員の皆さんに感謝申し上げます、環境建設委員会の視察報告とする。

(環境建設委員長 榎澤 誠)

## 福祉文教委員会

福祉文教委員会では、今までの学力向上策の効果と学力を東京都平均に引き上げるとの教育委員会の公約を検証することを目的として「学力向上施策について」を所管事務調査事項としている。これまでも青梅市の児童・生徒の学力向上の取り組みについて調査を行ってきたが、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査における青梅市の平均正答率は、依然として低迷したままである。そこで、先進自治体における具体的な取り組みやその効果の検証等を調査する必要があると判断し、学力向上施策について実績を上げている福井県および福井市の取り組みを調査すべく視察を行った。

視察地 福井県、福井県福井市

視察期日 平成30年7月18日（水）～19日（木）

視察事項 福井県および福井市の学力向上施策について

参加者 (委員長) 結城 守夫 (副委員長) 阿部 悦博  
(委員) みねざき拓実、片谷 洋夫、湖城 宣子、  
島崎 実、山崎 勝、山本 佳昭  
(随 行…平岡主査)

### 1 福井県および福井市について

福井県は、全国の小中学生を対象に文部科学省等が実施している「全国学力・学習状況調査」も常にトップクラスに位置し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」でも1位であることから、子どもたちは文武両道に秀でている。また、一般財団法人日本総合研究所が発表している「都道府県別幸福度ランキング」で3回連続総合1位を獲得している。その具体的な指標の結果として、持ち家比率が4位、持ち家延べ面積が2位、3世代同居世帯割合が2位、女性就業率が1位、夫婦共働き率が1位、待機児童数が0人で1位、平均寿命が男性6位、女性5位、健康寿命が男性4位、女性5位などがある。

これらの結果からも分かるように、共働きの両親を助け、孫の面倒をみる元気で長生きの祖父母の存在が非常に大きく、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に好影響を与えている。それは、授業内容の定着度を高めるために毎日出される多くの宿題に取り組むことなど、学習面においても同様である。この構図は、子どもが親に、親が祖父母になっても変わらず引き継がれ、学校だけでなく、家庭や地域も子どもたちを見守り、育てていこうという福井の風土が醸成されたことが、高い学力を支える基盤となっている。

福井市には、小学校が50校（うち、10校が幼稚園を併設）、中学校が23校（うち

4校が小中併設校)あり、平成30年4月1日現在の児童数は14,017人、生徒数は6,432人となっている。児童数・生徒数は、福井県の約3分の1を占めており、学力・体力調査ともに県の平均が市の平均ということになっている。

比較的規模の小さい県ということもあり、各種施策における基準等は県が定め、それに満たないところは市の実情に合わせた独自のものにするなど、県と市が手を取り合い、補い合うという密接な関係にある。

人口減少に伴い学校数も減少している状況下ではあるが、教育の方針については、国および福井県の教育振興基本計画を参考に、「みんなが学び成長するふくい  
の教育 ～全国に誇れる教育環境のさらなる充実～」を基本理念とし、また、「郷土福井に誇りを持ち、たくましく生きる子供の育成」を学校教育目標として、市の特色を生かしたさまざまな取り組みを進めている。

## 2 福井県独自の主な施策について

### (1) 早期に取り組みを開始した少人数学級の実施

きめ細やかな指導を実現するため、平成16年から少人数学級編成の基準を下げてきた。

- ・小学校1、2年生は35人(31人以上の学級には低学年生活支援員を配置)
- ・小学校3、4年生は35人(31人以上の学級には少人数指導教員等を配置)
- ・小学校5、6年生は36人(31人以上の学級には少人数指導教員等を配置)
- ・中学校1年生は30人
- ・中学校2、3年生は32人

なお、実施に伴い小中学校合わせて約130人の教員が増となったが、その予算は確保されている。

### (2) 県独自の学力調査の実施

SASA(ササ)という名称の独自調査を昭和26年度から継続実施している。Student Academic Skills Assessmentの頭文字を取ったもので、小学校5年生と中学校2年生の全生徒が対象。この学力調査は、教員の力量を上げることを目的に実施されたもので、その結果として、生徒の学力も向上した。問題の作成は、現場の教員も担当している。

### (3) 全国学力・学習状況調査およびSASAにおける学力検証改善サイクルの確立(PDCA2サイクルの確立)

全国学力・学習状況調査は4月に、SASAは12月に実施している。これら二つの学力調査の結果をそれぞれ分析した後、学力向上プランの改善とその実践を行い、授業改善に生かすPDCAサイクル(年間2サイクル)として確立した。

### (4) 白川文字学を取り入れた漢字学習の推進

福井県出身の故白川静博士が確立した新たな漢字体系。漢字の成り立ちを知り、適切に使える力をつけると共に、読み書きだけではない思考力や表現力を伸ばしていくことを目的に全小学校で導入している。

(5) ふくい創生教育の推進

副教材「ふるさと福井の先人100人」を活用した学習を全中学校で、県ゆかりの企業経営者など「ふるさと先生」による特別授業を高校で実施し、先人のエピソードや郷土の歴史、自然や伝統、産業などを学び、ふるさと福井に誇りと愛着を持ち、将来の福井や自らの生き方を考える機会を拡充している。

(6) 科学の芽を育てる理数教育の推進

身近なテーマで実験や観察の機会を提供し、それらをもとに科学的思考力、判断力、表現力を育成している。かなり高度な実験を行うことができる設備を備えている学校もある。

- ・福井理数グランプリの開催
- ・南部陽一郎記念ふくいサイエンス賞
- ・サイエンスラボから理化学実験の映像配信

福井理数グランプリは、小学生800人、中学生1,400人が参加しているが、参加者が多いため、本選へ出場するための予選会を実施するほど盛況。

(7) 豊かなコミュニケーション能力を育む英語教育の推進

グローバルな社会で活躍するための「使える」英語教育を推進している。

- ・小学校における英語教科化を国に先行して実施
- ・全小学校教員を対象に語学番組を活用した研修会を実施
- ・全ての中学校・高校に外国語指導助手（ALT）を配置
- ・退職職員や「英語教育地域人材バンク」を活用した授業支援や小学生が英語でALTと交流する「FUKUI英語ランド」を開催
- ・外部検定受験の支援および校内スピーキング評価を実施

(8) 授業名人制度の導入

卓越した指導力を持ち、分かりやすい授業により優れた成果を上げている教員を「授業名人」に任命している。授業名人は、教員全体の授業力を向上させるため、公開授業の実施や初任教員および若手教員に指導・助言を行う。

(9) 福井型18年教育

0歳から高校卒業までの18年間を連続的に捉え、学校間や家庭、地域の連携を重視した一貫性のある教育を目指している。全中学校区で実施している小中連携では、義務教育9年間の学びの中で「基礎・基本の学力の確実な定着」および「基本的な生活習慣の確実な定着」を目指し、一貫した指導の実現や小中学校の教員による相互授業参観、協働授業、研修会等を通して、教員の資質向上に努め、



学習指導法等の工夫や改善をねらいとして取り組んでいる。

(10) 中学校授業における教科担任の「縦持ち」

1人の教科担任が、一つの学年だけではなく、全ての学年を担当すること。全国的に見ても、1人の教科担任が、一つの学年をみる「横持ち」を採用している都道府県が多い。

縦持ちのメリットは、次のとおり。

- ・ 3年間を見通した教科指導ができる
- ・ 他学年の生徒についても状況および情報の共有ができる
- ・ 同学年を担当する複数の教員で協働して授業づくりを行うため、個人でつくる授業より質の高いものができる
- ・ 複数の教員で成績を評価するため、評価基準が統一できる
- ・ 教員同士が切磋琢磨し合えるとともに、若手教員は効果的にスキルアップできる



会議室で教育庁教育政策課の職員から説明を聞く委員（福井県にて）

3 福井市の主な施策について

(1) ふるさと学習の推進

「ふるさと福井の人々」を小学校5年生全員に配布し、社会、総合、学活、道徳などの授業で、ふるさとについて学習する。

(2) 立志式の実施

郷土の偉人のひとりである橋本左内が15歳になる年に記した「啓発録」にちなみ、生徒自身が将来の決意や目標を立て、大人の仲間入りをする自覚を深めることを目標に実施している。対象は、橋本左内が啓発録を記した年齢と同じ中学校2年生全員。2年生の冬に実施し、最高学年になること、進路を選択していくこ

とに対しての心構えを持つことも兼ねている。

### (3) 2学期制の実施

平成19年から全小中学校で実施している。1学期は10月第2木曜日までとし、秋季休業（第2金曜日から翌週の火曜日まで）終了後から2学期が始まる。

### (4) 支援員等の配置

教員だけでは賄いきれない部分を元教員や大学生などに支援員として協力してもらい、支援体制の充実を図っている。なお、福井大学との連携では、教員志望の学生の実習を兼ねたものとなっている。

#### ○教育相談関係

- ・スクールカウンセラー【中学校は県、小学校は市の予算】
- ・スクールソーシャルワーカー【県の予算】
- ・チャレンジ教室（適応指導教室）教育相談員【市の予算】
- ・ライフパートナー（大学生：福井大学との連携）【市の予算】
- ・心のパートナー（大学生等）【県の予算】

#### ○特別支援教育関係

- ・特別支援非常勤講師【県の予算】
- ・いきいきサポーター【市の予算】
- ・障害児介助員【市の予算】
- ・外国語指導助手（ALT）【中学校は県、小学校は市の予算】
- ・日本語指導ボランティア指導員【市の予算】
- ・学校図書館支援員【市の予算】

### (5) 中学校区教育の実施

同じ中学校区内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校が一体となり、子どもの学びの連続性、目標・内容の系統性、指導の継続性を踏まえ、意図的・計画的に一貫した取り組みを行う。また、地域と協働した教育を通して、子どもが地域の一員として、将来にわたって地域づくりに貢献できるようになることを目的としている。

### (6) 全国学力・学習状況調査等の結果の分析と活用

市教育委員会では、全国学力・学習状況調査およびSASAが終わると調査研究委員会を開き、市全体としての結果を分析し、課題に対する改善策を各小中学校に専用用紙を使用して提案する。

各小中学校では、調査研究委員会からの提案をもとに校内研究会等で学校の課題を分析し、校内での改善策を検討し実践する。

### (7) 指導主事による学校訪問を実施

教育委員会では、授業づくりを大変重視している。指導主事が全小中学校へ年

2回ずつ計画的に訪問し、全教員の授業を見ている。また、各学校の全教員が参加して行う研究授業も実施しており、この授業内容については研究協議会を開催し、より良い授業づくりに役立てるよう協議を行っている。

#### (8) 伝統的に行われてきた取り組み

これまで福井市で行われてきた取り組みで、子どもたちの学力を支えてきたと考えられる独自の取り組みとして、次のようなものがある。

- ・学習会（朝、中休み、放課後、長期休業に実施）
- ・縦持ち（中学校で実施）
- ・教員の異校種間異動（小中間異動数が異動数全体の約25%）
- ・小中学校両方の教員免許をもっている（両免許保持率は約90%）
- ・家庭学習の習慣化（宿題がかなり多い）
- ・教科ごとの自主研究組織（自主的に集まって研修等を実施している）



会議室で教育委員会学校教育課の職員から説明を聞く委員（福井市にて）

#### 【視察を終えて】

福井県と福井市の教育委員会の担当者から、取り組まれているさまざまな学力向上施策について説明を聞き、まず感じたのは教員たちの熱意である。児童・生徒に対し情熱を持って向き合い、授業もどのようにしたら分かりやすいものとなるのかなど、多忙な中でも調査分析と研究に余念がなく感銘した。

福井の教育施策の中に、福井の先人や郷土の歴史、産業などを題材に、ふるさとに誇りと愛着を持ち、新たな活力を生み出す人材を育成するというものがある。この施策は、直接的には学力向上に関係が薄いように思われるが、そうではなく、郷土福井が誇る先人たちの功績等により、現在の福井があるという歴史的要素も含まれた学習であり、児童・生徒たちが先生を尊敬、信頼し、また、家庭においては祖父母や両親に感謝するという人間性を高めることにも繋がり、結果、学力向上にも大きく関係

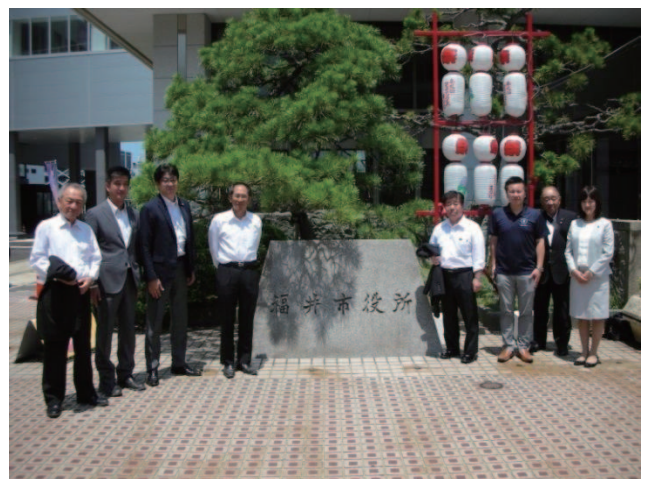
しているのだと感じた。そして、前述したような教員の熱意など学校側だけでなく、家庭や地域などの協力も得ながら良い連携を図ることが大切であると感じた。

今回の視察により参考となるさまざまな施策があったが、何より重要なことは、未来を担う子どもたちに関わる全ての人たちが密に連携し、打ち出す施策について検証と改善を継続していくということである。現在、青梅市で取り組んでいるさまざまな施策についても、改めてこの点をしっかりと実施していかなければならないと感じた。学力向上という課題については、一朝一夕で解決できるものではないが、今後も地道な努力を重ねていくことで、解決できない問題ではないと考えている。議会としては、引き続き青梅市の児童・生徒の学力向上施策について調査していくこととした。

(福祉文教委員長 結城守夫)



福井県議会議事堂前にて



福井市役所前にて

視察を終えて

## 議 長 会 の 動 き

### 東京都市議会議長会

5月14日（月） 事務局長連絡会議

\* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について（なし）
- 2 東京都市議会議長会理事会及び5月定例総会の運営について
- 3 平成30年度東京都市議会議長会研修計画について

\* 連絡事項

- 1 平成30年度東京都市議会議長会事業計画
- 2 平成30年度東京都市議会議長会関係役員
- 3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- 4 その他

5月28日（月） 定例総会

\* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

\* 協議事項

各市提出議案について（なし）

\* その他

- 1 平成30年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 平成30年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 平成30年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

7月11日（水） 事務局中堅幹部職員研修会

\* 講師紹介

東京大学法学部教授 金井 利之 氏

\* 講演

「自治体議会と行政の役割」

\* 質疑応答

7月20日（金） 議会運営研究会

- \* 事例研究
  - 1 研究課題
  - 2 情報交換
- \* 研究結果発表
- \* 事務連絡

7月20日（金） 事務局長研修会・事務局長連絡会議

○事務局長研修会

- \* 講師紹介  
元・全国都道府県議会議長会 議事調査部長 野村 稔 氏
- \* 講演  
「議会運営の事例について」

\* 質疑応答

○事務局長連絡会議

- \* 案件（了承）
  - 1 各市提出議案について
  - 2 都県提出議案について
  - 3 東京都市議会議長会理事会及び8月定例総会の運営について
- \* 連絡事項
  - 1 平成30年度東京都市議会議長会関係役員について
  - 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- \* その他  
平成30年7月豪雨に対する義援金の対応について

## 全国市議会議長会

5月30日（水） 定期総会

- \* 表彰式
- \* 会議
  - 1 報告（了承）  
一般事務及び会計、地方行政委員会以下7委員会

- (1) 平成28年度全国市議会議長会一般会計決算
- |      |                      |              |     |              |
|------|----------------------|--------------|-----|--------------|
| 歳入   | 予算額                  | 6億2004万2000円 | 決算額 | 6億3010万834円  |
| 歳出   | 予算額                  | 6億2004万2000円 | 決算額 | 5億2470万9162円 |
| 差引残額 | 7830万1672円（翌年度へ繰り越し） |              |     |              |
- (2) 平成28年度全国市議会議長会表彰基金会計決算
- |      |                     |            |     |            |
|------|---------------------|------------|-----|------------|
| 歳入   | 予算額                 | 1800万3000円 | 決算額 | 1875万1389円 |
| 歳出   | 予算額                 | 1800万3000円 | 決算額 | 970万5380円  |
| 差引残額 | 904万6009円（翌年度へ繰り越し） |            |     |            |
- (3) 平成28年度全国市議会議長会職員退職基金会計決算
- |      |                     |            |     |            |
|------|---------------------|------------|-----|------------|
| 歳入   | 予算額                 | 7265万5000円 | 決算額 | 4385万1885円 |
| 歳出   | 予算額                 | 7265万5000円 | 決算額 | 295万1091円  |
| 差引残額 | 4090万794円（翌年度へ繰り越し） |            |     |            |
- (4) 平成30年度全国市議会議長会一般会計予算  
歳入、歳出ともに6億2401万4000円
- (5) 平成30年度全国市議会議長会表彰基金会計予算  
歳入、歳出ともに2400万2000円
- (6) 平成30年度全国市議会議長会職員退職基金会計予算  
歳入、歳出ともに4010万3000円

## 2 議案審議（原案どおり決定）

### [部会提出議案]

- (1) 東日本大震災からの早期復旧・復興について [東北部会]
- (2) 原子力発電所事故災害への対応について [東北部会]
- (3) 今後の市町村議会のあり方について [四国部会]
- (4) 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置について [東海部会]
- (5) 北方領土問題の早期解決等について [北海道部会]
- (6) 日米地位協定の抜本的な改定について [九州部会]
- (7) 市町村役場機能緊急保全事業制度の延長について [近畿部会]
- (8) 国民健康保険広域化に伴う財政支援の拡充について [関東部会]
- (9) 地域の医師不足、偏在の解消について [四国部会]
- (10) 国と地方が連携した質の高い幼児教育・保育環境の推進について [中国部会]
- (11) 保育サービスの受け皿整備と質の確保について [九州部会]
- (12) 「教員の働き方改革」を求める要望 [関東部会]
- (13) 関西の地方創生と活性化について [近畿部会]

- (14) 社会資本整備総合交付金の予算拡充について [北信越部会]
  - (15) 所有者不明土地対策について [近畿部会]
  - (16) 老朽危険空き家除却支援の拡充について [四国部会]
  - (17) 道路交通網の整備促進について [東北部会]
  - (18) 首都圏中央連絡自動車道の早期4車線化について [関東部会]
  - (19) 高速道路網の整備促進について [中国部会]
  - (20) 都市の成長力強化、活性化、安全・安心の確保につながる道路等社会基盤整備について [東海部会]
  - (21) 九州における高速交通網等の整備促進について [九州部会]
  - (22) 北陸新幹線の早期完成について [北信越部会]
  - (23) 山陰への高速鉄道の実現について [中国部会]
  - (24) J R 北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援措置について [北海道部会]
  - (25) 並行在来線への支援措置について [北海道部会]
  - (26) 地域公共交通を維持するための財源の確保と支援の拡充について [東海部会]
  - (27) クルーズ客船寄港に向けた港湾施設の整備について [北信越部会]  
[会長提出議案]
  - (1) 地方創生及び地方分権改革の推進に関する決議 (案)
  - (2) 地方税財源の充実確保に関する決議 (案)
  - (3) 地方議会議員のなり手の確保に関する決議 (案)
  - (4) 防災・減災対策の充実強化に関する決議 (案)
  - (5) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議 (案)
- 3 役員改選 (原案どおり決定)

## 西多摩地区議長会

5月2日(水) 会計監査・事務局長連絡会議・定例会議

○会計監査

\* 監査(了承)

- 1 平成29年度西多摩地区議長会歳入歳出決算について
- 2 定例会議での監査報告について



○事務局長連絡会議

\* 協議事項（了承）

- 1 定例会議の運営について
- 2 情報交換
- 3 その他

○定例会議

\* 報告（了承）

会務報告

\* 議題

- 1 平成29年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 平成29年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳入	予算額	36万6600円	決算額	36万6570円
歳出	予算額	36万6600円	決算額	15万3954円
差引残額	21万2616円（翌年度へ繰り越し）			
- 3 平成30年度西多摩地区議長会事業計画（案）について（原案どおり決定）
- 4 平成30年度西多摩地区議長会歳入歳出予算（案）について（原案どおり決定）  
歳入、歳出ともに37万2700円
- 5 西多摩地区議長会役員の内選について（原案どおり決定）  
会 長 福生市議会議長  
副会長 日の出町議会議長  
監 事 羽村市議会議長、奥多摩町議会議長
- 6 その他

## 各種協議会等の動き

### 関東地区競艇主催地議会協議会

5月25日（金） 定期総会

\* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

\* 協議事項（原案どおり決定）

1 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について

会 長 青梅市議会議長

副会長 東京都四市競艇事業組合議会議長、東京都六市競艇事業組合議会議長

監 事 府中市議会議長、みどり市議会議長

理 事 東京都三市収益事業組合議会議長、戸田競艇企業団議会議長、  
埼玉県都市競艇組合議会議長

2 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

歳入、歳出ともに 250万円（青梅市議会負担金13万7000円）

\* その他

全国競艇主催地議会協議会行事予定について

### 全国競艇主催地議会協議会

5月8日（火） 事務局長会議

\* 報告事項（了承）

出席状況について

\* 協議事項（了承）

1 第149回役員会・第131回定期総会の運営について

2 平成29年度事務事業について

3 競艇事業の現況について

4 平成30年度重要施策事項について

5 平成30年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について

6 平成30年度役員の選任について

7 その他

平成30年度日程（案）について

\* 視察

ボートレース住之江

6月26日（火） 役員会・定期総会

\* 会員異動報告

\* 議事

- 1 平成29年度事務事業について（了承）
- 2 競艇事業の現況について（了承）
- 3 平成30年度重要施策事項について（了承）
  - (1) 事業運営体制の強化
  - (2) 開催支援
  - (3) 売上・収益拡大
- 4 平成30年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について(原案どおり決定)  
歳入、歳出ともに1875万2000円（青梅市議会分担金31万2900円）

\* 平成30年度役員を選任について（原案どおり決定）

会 長 常滑市議会議長

副会長 青梅市議会議長 以下4 議会議長

監 事 府中市議会議長 以下5 議会議長

\* 視察

ボートレースからつ

全国自治体病院経営都市議会協議会

5月9日（水） 定期総会

\* 講演

「公立病院改革の現状について」

総務省自治財政局公営企業課準公営企業室長 伊藤 正志 氏

\* 新規加盟団体紹介

\* 事務報告（了承）

\* 協議

- 1 平成29年度決算について（原案どおり認定）  
歳 入 予算額 611万2152円 決算額 611万1672円

歳 出 予算額 611万2152円 決算額 506万8948円  
差引残額 104万2724円（翌年度へ繰り越し）

2 平成30年度事業計画（案）について（原案どおり決定）

3 平成30年度予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 606万5224円

\* 役員改選

\* 決議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなどの社会的使命を果たしている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、本格的な人口減少・超高齢社会においても地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

#### 記

- 一、地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤の安定化のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等に対し、財政措置の拡充強化を図ること。
- 一、新しい専門医制度については、若手医師、女性医師が地方にバランスよく配置されるなど、医師の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう、必要な支援を行うこと。
- 一、消費税率の引上げは、社会保障の安定財源を確保するための重要な改革であるが、医療機関の税負担が増大していることを踏まえ、自治体病院の経営に深刻な影響を与えないよう適切な措置を講じること。
- 一、自治体病院における医師・看護職員等の不足を解消するため、適切かつ万全の措置を講じること。
- 一、医師の地域偏在を解消するため、医師不足地域への一定期間勤務の義務付けや、地域枠で入学した学生等地域医療に従事する医師のキャリア形成支援など、地域における医療提供体制を確保すること。
- 一、医師の診療科偏在を解消するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策を確立すること。

- 一、救急患者の受入不能という事態を防止するため、地域の現状を踏まえ、各種救急医療機関の受入能力の拡大など、救急医療体制の確保及び更なる充実を図ること。
  - 一、出産・育児等により離職している女性医師や看護職員の復職を促すため、院内保育所の整備や短時間勤務制の導入など、健康で安心して働き続けられる職場環境の更なる整備を促進すること。
  - 一、医師、看護職員の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、医師事務作業補助者の必要人員確保などのための財政措置を拡充すること。
  - 一、東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、引き続き被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。
- 以上、決議する。

### 三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月23日（水） 理事会・総会

○理事会

\* 会務報告（了承）

\* 協議事項（了承）

- 1 平成29年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- 2 平成30年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について
- 3 役員の選任について
- 4 総会決議（案）について
- 5 第56回総会の開催について

\* その他

参考資料について

○総会

\* 報告事項（了承）

- 1 会務報告
- 2 委員会報告
  - (1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 東大和市
  - (2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 立川市
  - (3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 東村山市

\* 協議事項

- 1 平成29年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について  
(原案どおり認定)

歳入	予算額	218万6000円	決算額	218万5431円
歳出	予算額	218万6000円	決算額	80万6101円
差引残額	137万9330円(翌年度へ繰り越し)			

- 2 平成30年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算(案)について  
(原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 193万5000円

- 3 役員を選任について(原案どおり決定)

会 長 調布市議会議長

副会長 町田市議会議長、羽村市議会議長、日の出町議会議長

監 事 昭島市議会議長、檜原村議会議長

理 事 各市町村議会議長 24人

常任委員

第1委員会 委員長 議会 清瀬市議会

副委員長 議会 昭島市議会、東久留米市議会、檜原村議会

第2委員会 委員長 議会 武蔵野市議会

副委員長 議会 瑞穂町議会、八王子市議会、東村山市議会

第3委員会 委員長 議会 八王子市議会

副委員長 議会 昭島市議会、小金井市議会、東大和市議会

- 4 総会決議(案)について(原案どおり決定)

7月24日(火) 第3委員会

\* 会務報告(了承)

\* 協議事項(原案どおり決定)

- 1 平成30年度第3委員会活動計画(案)について

- 2 国・東京都に対する陳情書(案)について

7月31日(火) 第2委員会

\* 報告事項(了承)

会務報告

\* 協議事項(原案どおり決定)

- 1 平成30年度第2委員会活動計画(案)について

- 2 国・東京都に対する陳情書(案)について

## 三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

7月24日（火） 総会

### \* 議事

- 1 平成29年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業報告（了承）
- 2 平成29年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）

歳入 予算額 607万6313円 決算額 607万5357円

歳出 予算額 607万6313円 決算額 65万3387円

差引残額 542万1970円（翌年度へ繰り越し）

- 3 平成30年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業計画（案）（原案どおり決定）

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業については、三鷹駅から立川駅間の全区間において高架化が完了しました。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに、中央線の複々線化が挙げられています。

本協議会では、連続立体交差事業と同時に都市計画決定しているものの整備未着手である複々線化等を促進するため、下記の事業計画を展開してまいります。

### 記

- 1 J R中央線三鷹・立川間の複々線化を促進するため、東京都や東日本旅客鉄道株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・東日本旅客鉄道株式会社等関係機関に対し要請活動を展開する。
  - 2 沿線市の主体的なまちづくり事業を推進するため、国、東京都への支援を要請する。
  - 3 青梅線立川・西立川間三線高架化事業を促進する。
  - 4 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。
- 4 平成30年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 615万 970円

### \* 総会決議

J R中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したことで、18ヶ所の踏切が除却され、交通渋滞や踏切事故が解消するなど、大きな事業効果をもたらしている。また、沿線では再開発事業が進められるなど、まちづ

くりにも大きく寄与していることは、国、東京都をはじめ、地元国会議員、都議会議員の皆様の、多大なるご尽力とご支援の賜であると、ここに深く感謝申し上げるものである。

一方、中央線の複々線化事業については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に挙げられているが、平成6年5月の都市計画決定以後、整備未着手となっている。

この事業は、依然として混雑率が180%を超える中央線の混雑緩和といった利用者の利便性向上にとどまらず、東京都全体の防災力の強化につながるとともに、都市間連携の強化にも資するなど、事業の多方面にわたる意義はたいへん大きく、また、青梅線、五日市線の輸送力増強や都心へのアクセス利便性の向上にも資するものであり、多摩地域全体の振興のため、複々線化事業及び青梅線立川駅・西立川駅間の三線高架化事業については、一日も早く事業化されるよう強く望むものである。

多額の費用の確保などの課題があるものの、今後とも、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一丸となって、沿線各市のまちづくりを進めるなど、事業促進に邁進することをここに宣言する。

右、決議する。

## 東京都三多摩地区消防運営協議会

5月31日（木） 役員会・通常総会

○役員会

\* 議題（了承）

- 1 通常総会の運営について
- 2 その他

○通常総会

\* 議事

- 1 平成29年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告（了承）
- 2 平成29年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入	予算額	77万4000円	決算額	77万3553円
歳出	予算額	77万4000円	決算額	16万7223円



差引残額 60万6330円（翌年度へ繰り越し）

- 3 平成30年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算(案)（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに75万2000円

\* 報告事項

平成30年度東京消防庁主要事業について 東京消防庁

## 東京河川改修促進連盟

5月24日（木） 総会及び促進大会

○総会

\* 議事

- 1 平成29年度事業報告（了承）
- 2 平成29年度歳入歳出決算（原案どおり認定）  
歳入 予算額 691万3292円 決算額 691万2337円  
歳出 予算額 691万3292円 決算額 112万5646円  
差引残額 578万6691円（翌年度へ繰り越し）
- 3 平成29年度会計監査報告（了承）
- 4 平成30年度事業計画（案）（原案どおり決定）
- 5 平成30年度歳入歳出予算（案）（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 854万8691円

\* 河川事業説明

東京都建設局河川部長

\* 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部長

○促進大会

\* 意見発表

新宿区、多摩市、武蔵村山市

\* 大会宣言（案）（原案どおり決定）

治水対策は、国民生活の安定と国土の保全及び発展の根幹となる、重要な社会資本整備である。

オリンピック・パラリンピック開催を2年後に控えた首都東京において、そこに住む住民、また、国内外から訪れる多くの人々の安全性・快適性を確保するために、

各種基盤整備は喫緊の課題となっている。

しかし、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、増加する被災箇所への対応や老朽化したインフラ更新のために予防的な河川整備の遅延を余儀なくされているのが現状である。

また、近年はこれまでの中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える局地的集中豪雨等が頻発しており、都内各地で被害が発生している。

今後、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、さらに大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量が増加することが予想され、都内各所において、甚大な被害が発生する懸念が高まっている。

そこで、東京都は平成24年11月に目標整備水準を、区部では時間最大75ミリ、多摩部では時間最大65ミリに引き上げ、いずれも等しく年超過確率20分の1の降雨に対して、安全度の向上を図ることとした。

厳しい財政状況下においても、治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川改修を早期に実現し、安全で、潤いのある豊かな生活環境を創ることこそ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市、の21市、瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その総意をもって、国会及び政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対策の促進を強く要望し、この実現に邁進するものである。

以上、宣言する。

\* 大会決議（案）（原案どおり決定）

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
- 一 新たな目標整備水準に対する河川整備の早期実現
- 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
- 一 都市河川改修の推進に必要な財源の確保及び増額

- 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
- 一 全東京河川改修事業の早期完成と内水対策に対する下水道の早期整備以上、決議する。

## 多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月24日（火） 総会

\* 議事

- 1 平成29年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業報告（了承）
- 2 新加盟市報告（了承）  
国分寺市、国立市、狛江市
- 3 平成29年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出決算・監査報告（原案どおり認定）

歳入	予算額	293万7382円	決算額	293万6401円
歳出	予算額	293万7382円	決算額	65万4011円
差引残額	228万2390円（翌年度へ繰り越し）			

- 4 平成30年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業計画(案)（原案どおり決定）

多摩都市モノレール事業は、平成12年1月に、多摩センター駅・上北台駅間の約16km区間が開業し、平成29年度においては、1日平均乗車人員が14万2千人を超えるなど、地域市民の足として着実に定着しております。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、多摩都市モノレールの延伸が挙げられています。

本協議会では、引き続き関係機関と協力体制をとりながら、次の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 全線93km間すべての事業採択へ向けた関係機関への強い働きかけを行う。
- 2 箱根ヶ崎方面、町田方面、八王子方面の延伸の早期事業化に向け、東京都や多摩都市モノレール株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・多摩都市モノレール株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
- 3 南北方面別の沿線市を中心とした事業促進に向けた活動を展開する。
- 4 構想路線の早期事業化に向け、促進活動を行う。

- 5 関連事業も含め、事業に必要な財源確保を、国及び東京都に対し、強く要請する。
- 6 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集を行う。
- 5 平成30年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出予算(案) (原案どおり決定)  
歳入、歳出ともに 312万3390円
- 6 役員改選 (原案どおり決定)

\* 総会決議

多摩都市モノレールは、平成12年1月に多摩センター駅・上北台駅間約16キロが全線開業し、多摩都市モノレール株式会社の様々なサービス向上の取組などにより、平成29年度の一日平均乗客数は14万2千人を超え、地域住民の足として定着していることは、まことに喜ばしい限りである。

これもひとえに国、東京都はもとより、地元国会議員、都議会議員の皆様のご多大なるご尽力とご支援の賜であり、ここに深く感謝申し上げるものである。

今後、東京の都市力を一層高めていく必要性が増している中で、多摩都市モノレール事業は、多摩地域の振興や連携強化に寄与し、多摩自立都市圏の形成を図る上で重要な公共交通網の根幹をなすものとして、構想路線全線の早期事業化が強く望まれている。

国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩都市モノレールの「上北台から箱根ヶ崎」、「多摩センターから八王子」、「多摩センターから町田」への延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として挙げられており、早期の事業着手に向け、国、東京都、地元国会議員、都議会議員の皆様には更なるお力添えをお願いするものである。

また、本協議会においては、本年度より多摩地域の全市町村が加盟団体となり、まさに多摩地域一丸の協議会となったことは誠に力強い限りである。

今後とも、多摩地域を相互に結ぶ多摩都市モノレール全線93キロの早期開業を期するため、国、東京都及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟の全市町村が一致協力し、事業の促進に全力で取り組むことをここに宣言する。

右、決議する。

## 青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
213	青梅市史史料集第57号 永久田家務本傳(一)	青梅市郷土博物館	青梅市教育委員会	30	A5
288	皇室 Our Imperial Family(第78号)平成30年春号	日本文化興隆財団	扶桑社	30	A4 変形
318	青梅市議会会議録 平成27年	—	青梅市議会	27	A4
318	青梅市議会会議録 平成28年	—	青梅市議会	28	A4
318	青梅市議会会議録 平成29年	—	青梅市議会	29	A4
318	広報おうめ 平成28年度～平成29年度 (No.1291～No.1338)	—	青梅市	30	B4
318	青梅市行財政改革推進プラン 平成30年度～平成34年度(2018年度～2022年度)	—	青梅市	30	A4
318	東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想	青梅市 企画部企画政策課	青梅市	30	A4
318	ふるさと納税活用事例集	—	総務省	22	A4
318	「都市における広域連携のあり方」に関する調査研究報告書	都市行政問題研究会	全国市議会議長会	30	A4
318	多様化する働き方を踏まえた職場づくりに関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	30	A4
334	未来の年表 人口減少日本でこれから起きること	河合雅司	講談社	29	新書
334	未来の年表2 人口減少日本であなたに起きること	河合雅司	講談社	30	新書
349	全国森林環境税創設総決起大会記録(第24回定期総会)	全国森林環境税 創設促進議員連盟	—	29	A4

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
349	財政のあらまし 平成29年度下半期財政運営の状況 平成29年度公営企業会計決算の状況 平成30年度予算の概況	東京都財務局 主計部財政課	東京都	30	A4
349	データベースで読み解く自治体財政 —地方財政状況調査DBの活用—	武田 公子	自治体研究社	30	B5
364	介護保険制度の強さと脆さ 2018年改正と問題点	鏡 論	公人の友社	29	A5
369	平成29年度自治調査会複数年調査 スポーツを活用した地域活性化に関する 調査研究報告書(ケーススタディ:立川市・国分寺市)	—	東京市町村自治調査会	30	A4
612	多摩地域における都市農業の保全と振興に関する調査研究報告書—人口減少下の多摩地域における都市農業・都市農地の活用方策—	—	東京市町村自治調査会	30	A4
809	多様な市民とつくる合意 コミュニケーションとファシリテーションのレシピ	林 加代子	イマジン出版	30	A5

## 要綱・要領等の制定、改廃の状況

<平成30年5月～8月1日現在>

件名	区分	所管
青梅市結婚支援事業補助金交付要綱	制定	秘書広報課
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
工事請負契約事務処理要領	訂正	総務契約課
青梅市受注者提出書類処理基準	改正	〃
青梅市制限付一般競争入札実施要領	訂正	〃
青梅市工事請負指名競争入札参加者指名基準	訂正	〃
青梅市長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例施行規則に関する取扱運用基準	改正	〃
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	〃
青梅市高齢者等福祉サービス調整チーム設置運営要綱	改正	福祉総務課
青梅市成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱	改正	〃
平成30年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市高齢者日常生活用具等給付事業実施要綱	改正	高齢介護課
青梅市高齢者住宅改造費助成事業実施要綱	改正	〃
青梅市高齢者紙おむつ等給付事業実施要綱	改正	〃
青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針	改正	〃
青梅市介護老人福祉施設等入所指針	改正	〃
青梅市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱	改正	〃
青梅市地域包括支援センター設置要綱	改正	〃
青梅市在宅介護支援センター事業実施要綱	廃止	〃
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	改正	〃
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改正	農林水産課
青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱	改正	住宅課

件 名	区 分	所 管
青梅市病院事業管理者の所管にかかる長期継続契約を締結することができる契約を定める規程に関する取扱運用基準	改 正	病 院 管 理 課
青梅市病院事業電力の調達にかかる環境配慮方針	改 正	〃
青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱	改 正	学 務 課
中学校部活動実施要綱	改 正	指 導 室





# 制定された要綱・要領

## 青梅市結婚支援事業補助金交付要綱

### 1 趣旨

この要綱は、結婚を希望する独身の男女を対象として団体等が実施する結婚支援事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を置く法人または5人以上の構成員によって組織された団体（以下「団体等」という。）であること。ただし、団体の場合は、運営に関する規約、会則があるものに限る。
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 政治および宗教活動を目的としない団体等であること。
- (4) 団体等（市町村税の納税義務がない団体にあつては当該団体の代表者）が納付すべき市町村税および国民健康保険税等（以下「市税等」という。）で、納期が到来している市税等を完納していること。

### 3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 20歳以上の独身男女の健全な出会いの機会を提供する事業、異性とのコミュニケーション能力向上に資する事業または結婚へのきっかけづくりを支援する事業であること。
- (2) 参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料であること。
- (3) 青梅市内で実施すること。
- (4) 公序良俗に反する内容または社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと。
- (5) 営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売もしくは販売のあっせんまたは事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (6) この要綱にもとづく補助金の交付を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けていないこと。

(7) その他青梅市長（以下「市長」という。）が補助をすることが適当と認めるもの。

#### 4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

#### 5 補助金の交付額

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の種別ごとに補助率を乗じて得た額の合算額からこの要綱による補助金以外の収入（補助対象経費以外にかかる参加料等を除く。）を控除した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、同一団体等への交付は、同一年度において20万円を限度とする。

#### 6 補助金の交付申請

補助金を受けようとする団体等は、青梅市結婚支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要説明書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### 7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、青梅市結婚支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知するものとする。

#### 8 事業の変更等

(1) 団体等は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ青梅市結婚支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ市長の了承を得た軽微なものについては、この限りではない。

ア 事業の内容を変更しようとするとき。

イ 事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前号の申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を青梅市結婚支援事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により、申請をした団体等に通知するものとする。

#### 9 実績報告

補助金の交付決定を受けた団体等（以下「補助決定団体等」という。）は、補助

事業が完了したときは、青梅市結婚支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 補助金等にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書ならびに領収書その他当該収支計算にかかる収入および支出を証する書類またはその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### 10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う調査等により補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市結婚支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助決定団体等に通知するものとする。

#### 11 補助金の支払等

- (1) 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該確定金額を支払うものとする。
- (2) 補助決定団体等は、前号の規定にもとづき補助金の支払を受けようとするときは、青梅市結婚支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### 12 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助決定団体等が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとする。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
  - ウ 第8項の規定により事業の変更または中止もしくは廃止の承認を受けたとき。
- (2) 市長は、前号の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該団体等に青梅市結婚支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

#### 13 補助金の返還

市長は、前項の規定にもとづく取消しをした場合において、事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を団体等に命ずるものとする。

#### 14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

#### 15 実施期日等

- (1) この要綱は、平成30年6月19日に実施する。ただし、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表

種 別	補助率	内 容
講師謝礼	10/10	外部講師・司会等への謝礼
講師旅費		外部講師・司会等への交通費
消耗品費		用紙、封筒、文具等
印刷製本費		チラシ、ポスター、その他の資料印刷代
燃料費		灯油代等
役務費		郵便、通信費、保険料等
委託料		会場設営費等
使用料および賃借料		会場使用料、設備賃借料等
その他の経費		その他特に市長が認める経費
体験型レクリエーション費	5/10	ラフティング、ボウリング等
(補助対象外経費の例) 補助事業と直接関係のない補助対象者の恒常的な運営経費、参加者および団体構成員の食糧費、交通費、宿泊費、賞品代、土産代、備品購入費等、その他市長が適当でないと認める経費		

(様式省略)

## 平成30年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者を学童、別表第2に掲げる学校に在学中の者を生徒という。
- (2) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (3) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (4) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (5) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (6) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

### 3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件については別表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給
- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給

### 4 支給金額、支給時期および支給方法

支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

### 5 実施期日等

この要綱は、平成30年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表第1 (第2項関係)

1	小学校
2	義務教育学校の前期課程
3	特別支援学校の小学部
4	外国人学校の初等部

別表第2 (第2項関係)

1	中学校
2	義務教育学校の後期課程
3	中等教育学校の前期課程 (保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)
4	特別支援学校の中学部
5	外国人学校の中等部

別表第3 (第3項、第4項関係)

事業の種類	内 容	支 給 要 件	支 給 金 額	支給時期および方法
春・夏・冬 季健全育成 費の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、春・夏・冬季休業中の野外活動等に参加する費用を支給するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯(保護停止中の場合を含む。)に属する学童・生徒とする。</li> <li>2 支給日の前月2日から支給日までに、法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で支給日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。</li> <li>3 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中(通所または通学している者を除く。)の者には支給しない。</li> </ol>	1人当たり 3,300円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として12月に支給する。</li> <li>2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。</li> </ol>
学童服・運動衣の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、「こどもの日」の行事の一つとして、学童服および運動衣の購入費を支給するもの	<p>次の各項に該当し、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯(保護停止中の場合を含む。)に属する学童・生徒とする。</li> <li>2 平成30年4月2日から同年5月5日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で、同年5月6日以降おおむね1月以上にわたり継続して保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。</li> <li>3 1および2の学童・生徒に対する学童服の支給について、別表第1および別表第2に掲げる学校の1年生を除</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学童服 1人当たり 11,400円</li> <li>2 運動衣 1人当たり 4,100円</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として12月に支給する。</li> <li>2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。</li> </ol>

		くものとする。ただし、外国人学校在学者は、この限りではない。 4 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中(通所または通学している者を除く。)の者には支給しない。		
自立援助金の支給	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し、就職する者に対し、就職支度金を支給するもの	次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する生徒とする。 1 平成30年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)の生徒または同年3月中に被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)から就職に伴い転出した生徒とする。 2 別表第2に掲げる学校を卒業し、平成30年4月末日までに継続的な就労に従事するか、または同日までに継続的な就労に従事することが見込まれること。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設(通所者を除く。)から直接就職する者でないこと。	1人当たり 51,500円	1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
修学旅行支度金の支給	被保護世帯の別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生に対し、修学旅行に参加するときに必要な参加支度金を支給するもの	次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯および支給日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯に属する学童・生徒とする。 1 当該事業年度4月1日から同3月31日までに修学旅行に参加する別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生であって修学旅行日現在、被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)に属する学童・生徒とする。ただし、他の事業実施機関により、すでに同一修学旅行に対する参加支度金の支給を受けている者を除く。 2 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中(通所または通学している者を除く。)の者には支給しない。	1 小学6年生 1人当たり 4,300円 2 中学3年生 1人当たり 8,500円	1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。

#### 別表第4

生活保護世帯に対する法外援護事業の支給対象とならない児童福祉施設または学校

1	福祉型障害児入所施設
2	医療型障害児入所施設
3	児童自立支援施設
4	児童養護施設
5	特別支援学校(寄宿舎)